後軍、海軍、鉄道各省官能方面ノ注文品ノ実係等ノ考慮シヨリ以上作業能率減退ノ現在ノ意業ニテ回割以上減退シ居ルトモ云フ）スルトコロニ容易ナラスト為シ来ル何レトモ態度決定セサル為ニ一切ニ於テ今般社会等ノ旧下形勢観望中状況アルモ俱会例ニ於テ意業承諾ニ時ハ於テ而言ハ此ニ等ノ主張通リ一部不良ノ子ノ会社ハ不良ノ子会部ニ約七十名程アリトモ云フ）ノ解雇ニ至ルベシ

一方現在例ニ於テ最高幹部等ノ罷業等ノ直接行動ハ抑然シツヽアルモ今ノ幹部等ノ目下等ノ指導ニ依リ一般罷業ニシテ偶罷業ノ決行セシメタルニ其間ノ法制ヲ更ニ不能ツサルノミナラス皆勤賞等ニ二カ罷業ノ為スヽ至ラケレ何等ノ方法ニ依リ今解決セサルヘカラスト云ヒ目下俱会ノ於来ニ努ムルト共ニ意業継続中ニアルモノタトイ

最高幹部等ノ抑然ニ於ケル一会社例ニ於テ積極的ニ一部職工ノ解雇ニカ如キ事アラハ三ヶ採用ニ罷業敢行ノ等ニ出ニシトスル模様アルモ三ヶ会社ハ態度ヲ不定ヒツヽアリ

ヲ態度決定セサルカ如シ

三、業　解想、

以上通ニシテ来ル双方ノ態度決定セサルカ如キモ未ダ解決迄ニ至ル事ハ所謂ニ免レサルヘシト思ハル。